

適用拡大登録

区分	殺虫剤
農薬名	オリオン水和剤 40
種類名	アラニカルブ水和剤
登録番号	第 18504 号
登録会社	O A T アグリオ株式会社
登録日	令和 7 年 12 月 10 日

登録内容

農薬登録申請書第7項中、以下を変更し、【変更後】のとおりとする。

作物名「もも」及び「ネクタリン」の適用害虫名に「ハマキムシ類」を追加する。

作物名「かんきつ」の適用害虫名に「ナメクジ類」を追加する。

作物名「かんきつ」の使用方法に「無人航空機による散布」（希釈倍数40倍）を追加する。

【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アラニカルブを含む農薬の総使用回数
かんきつ	アブラムシ類 ミカンハモグリガ カイガラムシ類 ケムシ類 アザミウマ類 ケシキスイ類 コアオハナムグリ ゴマダラカミキリ ハマキムシ類 アゲン類 ヨモギエダシャク カネタタキ ミカンバエ成虫 クワノミハムシ ナメクジ類	1000倍	200～700 L/10a	収穫14日前 まで	3回以内	散布	3回以内
						無人 航空 機に よる 散布	
もも	クビアカツヤカミキリ	1000倍	200～700 L/10a	成虫発生期 但し、収穫14日 前まで	2回以内	散布	2回以内
	アブラムシ類 シンクイムシ類 ハマキムシ類 モモハモグリガ カイガラムシ類 ケムシ類			収穫14日前まで			
ネクタリン	クビアカツヤカミキリ			収穫21日前まで			
				成虫発生期 但し、収穫21日 前まで			

(次頁に続く)

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項に、(5)として以下を追加し、現行の(5)以降を繰り下げ、現行の (11) ①を以下のとおり変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
- ① 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

【変更】

- (11) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかかるないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

農薬登録申請書第 9 項の (2)、(3)、(4) を以下のとおり変更し、(6) として以下を追加し、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更】

- (2) 本剤による中毒に対しては動物実験で硫酸アトロピン製剤の投与が有効であると報告されている。
- (3) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (4) 散布液調製時及び散布の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをすること。

【追加】

- (6) 鍵のかかる場所に保管すること。

農薬登録申請書第 10 項に、(2)として以下を追加し、現行の(2)以降を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 本剤を使用した場合には、メソミルを含む剤は使用しないこと。
- (2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使い切ること。
- (3) 水溶性内袋入り製剤を使用する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 内袋はぬれた手で触れないこと。
 - ② 外袋の開封後は一度に使い切ることが望ましい。やむを得ず保管する場合でもできるだけ速やかに使い切ること。
 - ③ 薬剤調製の際は容器内の水に内袋を開封せずそのまま投入し、よく攪拌すること。
- (4) 敷布液調製後はそのまま放置せず、できるだけ速やかに散布すること。
- (5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ① 敷布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 敷布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 敷布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (6) 混用に問題のある薬剤があるので、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。
- (7) りんごに使用する場合、落果のおそれがあるので開花後 1 ヶ月間は散布をさけること。
- (8) ぶどうの無袋栽培で使用する場合、果房に汚れが生じるので、果実肥大中期以降の散布はさけること。
- (9) 茶のチャノコカクモンハマキの防除に使用する場合、巻葉後の散布は効果が劣る場合があるので、発蛾最盛期に散布すること。
- (10) ミカンキイロアザミウマの防除に使用する場合、生息密度が高まると効果が劣るので、初発を見たらただちに散布すること。なお、ミカンキイロアザミウマは繁殖が速いので、散布はかけ残しがないようていねいに行うこと。
- (11) クビアカツヤカミキリの防除に使用する場合、成虫に直接かかるように散布すること。
- (12) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかかるないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (13) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかかるないようにすること。
- (14) 敷布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ、調節すること。
- (15) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (16) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。
誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤による中毒に対しては動物実験で硫酸アトロピン製剤の投与が有効であると報告されている。
- (3) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (4) 敷布液調製時及び散布の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをすること。
- (5) 街路、公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に關係のない者が使用区域に立ち入らないよう繩囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
- (6) 鍵のかかる場所に保管すること。

(次頁に続く)

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないように注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は、水産動植物に影響を与えないように適切に処理すること。